

(別紙)

令和 8 年度 道路パトロール車仕様書

1 道路パトロール車の契約は落札決定通知のあった日から 7 日以内とし、契約期限は令和 11 年 5 月 31 日限りとする。

2 道路パトロール車の配備は、次のとおりとする。

(1) 道路パトロール車の配備は、表-1 の契約書を締結する機関の指示により賃貸借期間の開始日までに行うこととするが、道路維持作業用自動車登録等により賃貸借期間の開始日に間に合わない場合は、代替車両を用意することとする。ただし、(A) は令和 8 年 6 月 1 日までに、(B) は令和 8 年 8 月 1 日までに、道路パトロール車を配備すること。契約書を締結する機関の配備車両の台数及び駆動形式は表-2 の配備車両一覧表のとおりとする。

なお、道路パトロール車は、契約書を締結する機関が別途契約する道路パトロール業務委託の受注者（以下、「業務委託受注者」という。）へ転貸することとし、業務委託受注者の管理する場所へ配備される。

表-1 個別契約書を締結する機関

機 関	機関の住所	
山城北土木事務所	京都府京田辺市田辺明田 1	( B )
山城南土木事務所	京都府木津川市木津土戸 18-1	( B )
南丹土木事務所	京都府南丹市園部町小山東町藤ノ木 21	( A )
中丹東土木事務所	京都府綾部市川糸町丁畠 10-2	( B )
中丹西土木事務所	京都府福知山市篠尾新町 1-91	( B )
丹後土木事務所	京都府宮津市字吉原 2586-2	( B )

表-2 配備車両一覧表

機 関	台 数	駆動形式	
山城北土木事務所	2	前輪駆動	( B )
山城南土木事務所	1	前輪駆動	( B )
南丹土木事務所	1	4 輪駆動	( A )
中丹東土木事務所	4	4 輪駆動	( B )
中丹西土木事務所	2	4 輪駆動	( B )
丹後土木事務所	3	4 輪駆動	( B )

(2) 道路パトロール車を賃貸借期間の開始前に配備した場合、配備日から賃貸借期間の開始日までは試運転期間とし、無償とすること。

ただし、配備日については、契約を締結する機関と十分調整を行うこと。

3 道路パトロール車の賃貸借期間は、次のとおりとする。

- (A) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 5 月 31 日まで
- (B) 令和 8 年 6 月 1 日から令和 11 年 5 月 31 日まで

4 道路パトロール車の仕様については、次のとおりとする。

- (1) 契約書を締結する機関と月払いでの賃貸借契約とする。

なお、賃貸借期間に 1 月未満の端数があるとき、賃借料は、日割計算により算出した額とする。

- (2) 基本車両の形式は、トヨタプロボックス、日産 AD バン等の 2,000cc 以下のライトバンと同等品以上とし、道路維持作業用自動車登録を行った車両又は登録が可能な状態の車両とする。

なお、道路維持作業用自動車の要件は、次の①～④の全てを満たすものとする。

①周囲 150m から確認できる点滅式黄色灯を車体上部に固定する。

②車体の塗色は、車体の両側面と後面が幅 15cm の白色帯状、その他の部分は黄色とし、バンパーは、白・赤の縞模様とする。

③車体の両側面の白色帯状箇所へ黒書きにて「京都府道路パトロール車」を記載する。なお、文字は黒ステッカーも可とする。

④京都府公安委員会において、道路維持作業用自動車の登録済みまたは登録可能な状態とすること。

- (3) 各車両に以下の内容を満たす保険に加入することとする。

対人賠償 (1 名につき) 無制限

対物賠償 (1 事故につき) 無制限

人身傷害 (1 名につき) 5,000 万円

搭乗者傷害 (1 名につき) 5,000 万円

- (4) 賃貸借契約期間中は道路パトロール作業の可能な状態に保つこと。

なお、頻繁に故障が発生し、業務に支障を来す場合は、契約書を締結する機関と十分協議の上、誠実に対応すること。

- (5) 各車両ともオイル交換、点検及び車検等の車両整備に係る費用を賃貸借契約に含むものとし、車両整備中は代替車両を用意すること。

なお、車両整備を行う工場等は契約書を締結する機関の管内とすること。

- (6) 各車両の 4 輪に、標準タイヤを装着することとし、別途、冬用タイヤ(ホイール付き)を用意すること。

- (7) 車両にはフロント及びリヤに次頁ドライブレコーダー仕様書と同等以上の機能を有するドライブレコーダーを設置すること。

- (8) 車両にはルーフキャリア又はルーフボックスを後付けする場合に備え、あらかじめベースキャリア(INNO 製 INSUT スクエアベースステー相当品以上)を設置すること。また、条件(2)①を満足するため、点滅式黄色灯は、前後 2 灯設置し、視認性を確保すること。

- (9) 賃貸借期間について、(A) は 38 箇月、(B) は 36 箇月としている。ただし、賃貸借期間の開始日及び期間については、変更することがある。

## ドライブレコーダー仕様書

### ① カメラ

#### (ア) カメラ台数

2台のカメラをそれぞれフロントとリヤに設置し前方向と後ろ方向を撮影できること

#### (イ) 画素数

- a) フロントカメラ 200 万画素以上
- b) リヤカメラ 100 万画素以上

#### (ウ) 画角

- a) フロントカメラ 水平 115 度以上 垂直 55 度以上
- b) リヤカメラ 水平 100 度以上 垂直 58 度以上

#### (エ) 最低照度

2 LUX 以下 (2 LUX より好感度であること)

#### (オ) フレームレート

LED 信号機 (50Hz、60Hz とも) の正確な撮影が可能であること

### ② 記録するデータ

録画映像、音声、日時、走行速度、位置情報

### ③ 記録方式

常時録画、衝撃感知録画、手動録画のいずれも可能であること

### ④ 記録媒体

microSDHC カードまたは microSDXC カード

但し、7日間程度は録画記録が保持されるものであること

### ⑤ 取付け

運転、乗用、荷物の積込み及び運搬に支障のない位置に配線すること